

乙第1号議案から  
乙第29号議案まで  
認定第1号から  
認定第24号まで

# 令和4年第6回沖縄県議会(定例会)議案 (その2)

令和4年9月30日提出

沖 縄 県

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第1号議案	沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例	1
乙第2号議案	沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	4
乙第3号議案	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6
乙第4号議案	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	10
乙第5号議案	沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	11
乙第6号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	43
乙第7号議案	沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	44
乙第8号議案	工事請負契約について	45
乙第9号議案	工事請負契約について	46
乙第10号議案	工事請負契約について	47
乙第11号議案	工事請負契約について	48
乙第12号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	49
乙第13号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	50
乙第14号議案	財産の取得について	51
乙第15号議案	財産の取得について	52
乙第16号議案	財産の取得について	53
乙第17号議案	訴えの提起について	54
乙第18号議案	指定管理者の指定について	57
乙第19号議案	指定管理者の指定について	58
乙第20号議案	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	59

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第21号議案	農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	69
乙第22号議案	水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	70
乙第23号議案	水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について	71
乙第24号議案	通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	73
乙第25号議案	農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について	74
乙第26号議案	農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について	75
乙第27号議案	令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	77
乙第28号議案	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	78
乙第29号議案	沖縄県土地利用審査会委員の任命について	79
認定第1号	令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について	81
認定第2号	令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	82
認定第3号	令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	83
認定第4号	令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	84
認定第5号	令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	85
認定第6号	令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	86
認定第7号	令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	87
認定第8号	令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	88
認定第9号	令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	89
認定第10号	令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	90
認定第11号	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	91

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
認定第12号	令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	92
認定第13号	令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	93
認定第14号	令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	94
認定第15号	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	95
認定第16号	令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	96
認定第17号	令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	97
認定第18号	令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	98
認定第19号	令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	99
認定第20号	令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	100
認定第21号	令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	101
認定第22号	令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	102
認定第23号	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	103
認定第24号	令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	104

## 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

**第2条** 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条の規定により定められた職員の1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(給与の減額)

**第3条** 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（教職調整額を含む。）並びに地域手当（給料の月額及び管理職手当に対するものに限る。）、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第16条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

(退職手当の取扱い)

**第4条** 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第8条第1項から第7項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年沖縄県条例第 号）第4条」と、同条第10項中「前各項」とあるのは「前各項及び沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し等）

**第5条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務をしなかった時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

**第6条** 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（人事委員会規則への委任）

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「第26条の2第1項」の次に「又は第26条の3第1項」を加える。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 理 由

地方公務員の定年引上げ及び他の都道府県の動向を踏まえ、職員の多様な働き方を可能とするため、55歳に達した職員の部分休業に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「期間」とする。」を「期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第12項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 3 改正後の附則第12項の規定は、令和4年4月1日以後に退職した職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の受給資格者が事業開始した場合における失業等給付の受給期間の特例が設けられたこと等を踏まえ、失業者の退職手当につい

て、国家公務員との均衡を図るため、同様の特例を設ける等の必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法等育児休業をする場合にあつては、当該法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において法等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、」及び「当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇

月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「次の各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法等育児休業をする場合にあつては、当該法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

**第3条の2** 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第2条の規定による改正前の沖縄県職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 理 由

国及び他の都道府県の状況等を考慮し、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたことに伴い、関係規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「部分休業」を「育児部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 現業職員が高齢者部分休業（当該現業職員が55歳に達した日以後の日で当該現業職員がその申請において示した日から当該現業職員に係る定年退職日（沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

現業職員を対象とする高齢者部分休業制度を導入することに伴い、高齢者部分休業を取得する場合の給与の減額について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(沖縄県職員の定年等に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の定年等に関する条例(昭和59年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

### 第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7、警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を加える。

### 第2章 定年制度

第3条を次のように改める。

(定年)

**第3条** 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する条例で定める職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなつた」を「各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

**第6条** 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（病院及び診療所並びに保健所において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）第10条、沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）第4条及び沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）第5条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職  
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等を行う場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任

命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第9条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理

監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

**第10条** 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

**第11条** 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

**第12条** 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動

期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

**第13条** 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する経過措置）」を付し、同項を次のように改める。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員（沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第 号）第1条による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧定年条例」という。）第3条各号に掲げる職員を除く。）に対する第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

附則に次の4項を加える。

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和5年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に対する第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和5年旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条第2項に規定する職員及び令和5年旧定年条例第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（同条第2号に掲げる職員にあっては、年齢63年とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行う

べき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 6 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（沖縄県職員の分限に関する条例の一部改正）

**第2条** 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 3 次の表の左欄に掲げる措置の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）附則第10項の規定による措置	並びに沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）附則第10項の規定による措置とする
現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）附則第4項の規定により規則で	並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）附則第4項の規定により規則で定める措置と

定める措置	する
沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）附則第4項の規定により管理者が定める措置	並びに沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）附則第4項の規定により管理者が定める措置とする
沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）附則第3項の規定により管理者が定める措置	並びに沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）附則第3項の規定により管理者が定める措置とする

- 4 前項の表の左欄に掲げる措置の適用を受ける職員には、第4条第2項の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

**第3条** 沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「除く。）」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第4条** 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項」に改める。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

第3条第1項中「「給料月額」を「「退職日給料月額」に改める。

第4条第1項中「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」を「退職日給料月額」に改める。

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」の次に「（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の4及び附則第13項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第5条の3中「15年」を「20年」に改め、同条の表第4条第1項の項中「第4条第1項」の次に「及び第5条第1項」を加え、同項読み替えられる字句の欄中「退職日給料月額」という。）を「退職日給料月額」に改め、同項読み替える字句の欄中「退職日給料月額」という。）及び」を削り、同表第5条第1項の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

**第5条の4** 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の4及び附則第13項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2中「第5条の2第1項」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第2号イ」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の次に「（第5条の4において読み替えて準用す

る場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を次号において同じ。）を加える。

第7条の3の表第7条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第7条の2第1号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を次号において同じ。）」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）を以下この号及び次号において同じ。）及び」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の5第1項中「第5条の2」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第10条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「にあつて」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項中「第5条の3」を「第5条の4まで並びに附則第14項から第17項まで及び第19項から第23項」に改める。

附則第7項中「第5条の2」の次に「（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第17項」を加える。

附則第8項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則に次の11項を加える。

- 13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（第5条の4の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の変額改定をいう。）によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の俸給月額が変額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。
- 14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例（以下「令和5年旧定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員（以下「令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員」という。）にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。
- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 令和5年旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
  - (2) 定年条例第3条第2項に規定する職員
  - (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員
- 17 沖縄県職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。
- 18 沖縄県職員の給与に関する条例附則第10項の規定による給料月額の変定をされた職

員が退職した場合において、その者が同項に規定する特定日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第2条の4から第5条の4まで、第7条から第7条の5まで、附則第6項から第8項まで、第13項から前項まで及び次項から第23項まで、沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年沖縄県条例第41号）附則第4項並びに沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第2号）附則第2項の規定により計算した額が、これらの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の4及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第14項に規定する令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員及び附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項に規定する令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員にあつては63歳とし、附則第16項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第16項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第14項に規定する令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員及び附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項に規定する令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員にあつては63歳とし、附則第16項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第16項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3、第5条の4及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第

5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員及び附則第16項各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和5年旧定年条例63歳定年職員に相当する職員	63歳
附則第16項第1号に掲げる職員	65歳
附則第16項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 21 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3、第5条の4及び第10条の規定の適用については、第5条の3及び第10条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第20項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第20項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第20項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の4及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

**第5条** 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第9条第1項、第16条第10号及び第12号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

**第6条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項、第5項、第9項及び第10項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2を削る。

第16条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第22条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「第28条第2項」を「第28条第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「うち再任用職員」を「うち定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該再任用職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項第1号及び第30条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第34条の2第1項中「第11条」を「第7条（第11項を除く。）」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の10項を加える。

- 10 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第 号）第1条の規定による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
  - (3) 沖縄県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する条例で定める職を占める職員
  - (4) 沖縄県職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
  - (5) 沖縄県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項及び附則第14項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を

給料として支給する。

- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 14 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 附則第13項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第13項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第12項及び第13項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第12項、第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第12項、第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第

27条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

別表第4中「再任用職員以外の」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の」に改め、同表中

再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

--	--	--	--	--	--

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 331,100	円 415,200

に、

再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 324,400	円 405,200

に改める。

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 217,500	円 258,700	円 283,500	円 325,900	円 384,400

別表第6中「再任用職員以外の」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の」に改め、同表中

再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

に、

再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

に、

再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額					
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。）が60歳（沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第 号）第1条の規定による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号）第3条第1項第2号に掲げる職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、沖縄県職員の給与に関する条例附則第10項の規定の例により規則で定める。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第8条** 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「いう」を「総称する」に改める。

第21条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、沖縄県職員の給与に関する条例附則第10項の規定の例により管理者が定める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

**第9条** 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和47年沖縄県条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。
- 3 給与条例附則第12項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第10条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されたものを除く。)」を削り、同項第3号中

「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 沖縄県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員  
（沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第11条** 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年沖縄県条例第2号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「沖縄県職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第16条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の表第16条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第28条の2第1項第1号、第29条第1項第1号及び第30条第1項第1号の項中「及び第30条第1項第1号」を「、第30条第1項第1号及び第34条の2第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第34条の2第1項の項を削る。

第26条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第27条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

**第12条** 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項

又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 沖縄県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第13条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第14条** 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

**第15条** 沖縄県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年沖縄県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第16条** 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第17条** 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「いう」を「総称する」に改める。

第27条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第28条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同

条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、県職員給与条例附則第10項の規定の例により管理者が定める。

（沖縄県職員の再任用に関する条例の廃止）

**第18条** 沖縄県職員の再任用に関する条例（平成13年沖縄県条例第4号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（沖縄県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第2条** 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の沖縄県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の沖縄県職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をい

う。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

4 施行日から令和9年3月31日までの間における新定年条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「職員については、この限りでない。」とあるのは、「職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。」とする。

**第3条** 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任

用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

**第4条** 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

**第5条** 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢

とする。

**第6条** 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

**第7条** 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

**第8条** 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以

後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

**第9条** 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年（旧定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては、年齢63年とする。）とする。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第10条** 附則第2条の規定により延長された期限の到来により退職した者は、沖縄県職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者とみなして、第4条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定を適用する。

**第11条** 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第2条の規定の適用については、同条中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第12条** 暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、第5条の規定による改正後の沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第13条** 第6条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第10項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

**第14条** 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される沖縄県職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、附則第12条の規定によりみなして適用される沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される沖縄県職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第12条の規定によりみなして適用される新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第2項、第22条第3項、第28条の2第1項、第29条第1項及び第30条第1項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時

間勤務職員及び沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 沖縄県職員の給与に関する条例第7条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条、第12条、第14条、第15条及び第17条から第20条まで並びに新給与条例第7条第2項、第3項、第5項、第9項及び第10項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第15条** 第7条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条の2第1項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

（沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第16条** 第8条の規定による改正後の沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条の2第1項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

（沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第17条** 第17条の規定による改正後の沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第28条第1項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 理 由

地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第6号議案

## 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「434床」を「444床」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

県立南部医療センター・こども医療センターに小児高度治療室を整備すること等に伴い、病床数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、免許状」を「又は免許状」に、「、新教育領域」を「若しくは新教育領域」に改め、「若しくは有効期間の更新若しくは延長を受ける際又は確認、延期若しくは認定」を削る。

別表教育職員普通免許状授与手数料の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同表教育職員特別免許状授与手数料の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表教育職員臨時免許状授与手数料の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表教育職員免許状有効期間更新手数料の項、教育職員免許状有効期間延長手数料の項及び教育職員免許状更新講習修了確認手数料の項から教育職員免許状更新講習受講免除手数料の項までを削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

教育職員免許法等の一部が改正され、教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたことに伴い、これらの免許状の更新に係る手数料を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,361,690,000円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号  
三井住友建設・太田建設・明生建設特定建設工事共同企業体  
代表者 三井住友建設株式会社九州支店 常務執行役員支店長 柴田雅俊  
太田建設株式会社 代表取締役 太田秀吉  
有限会社明生建設 代表取締役 池原淳

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・北）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・北）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 985,820,000円
- 4 契約の相手方 那覇市久茂地3丁目22番1号  
川田・仲本・大豊特定建設工事共同企業体  
代表者 川田建設株式会社沖縄営業所 所長 伊志嶺作二  
株式会社仲本工業 代表取締役 仲本豊  
大豊建設株式会社 代表取締役 豊里友和

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・北）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築1工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築1工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 824,725,000円
- 4 契約の相手方 沖縄市美里六丁目5番1号  
株式会社仲本工業・株式会社富士建設特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社仲本工業 代表取締役 仲本豊  
株式会社富士建設 代表取締役 手登根明

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 工事請負契約について

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築2工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 870,870,000円
- 4 契約の相手方 那覇市長田2丁目10番32号  
株式会社野原建設・株式会社丸元建設特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社野原建設 代表取締役 上地修  
株式会社丸元建設 代表取締役 糸数幸恵

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

宜野湾警察署新庁舎改築工事（建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第12号議案

## 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和4年第1回沖縄県議会（定例会）で乙第32号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,529,360,800円」を「1,576,451,800円」に変更する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

陽明高校校舎改築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

## 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和4年第1回沖縄県議会（定例会）で乙第33号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,058,970,000円」を「1,074,436,000円」に変更する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

陽明高校校舎改築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。